

河川堆積土砂撤去の推進について

1 河川堆積土砂の現状（47頁参照）

平成16年の台風21号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。この結果、県内の河川堆積土砂の総量は、平成22年度末には、約180万m³までに減少しましたが、紀伊半島大水害など度重なる豪雨により、平成23年度末には、平成22年度末の総量を超える約210万m³となりました。平成24年度には、約52万m³の河川堆積土砂を撤去したものの、豪雨による堆積や経年による自然堆積などにより、平成24年度末には、未だ約168万m³の土砂が堆積しているため、平成25年度においても約53万m³の河川堆積土砂撤去を予定しています。

近年では、異常な集中豪雨が多発する等、自然災害の脅威が一層強まり、河川堆積土砂に対する県民の皆さんのがんばりますます高くなっています。河川堆積土砂の計画的かつ早急な撤去が重要な課題となっています。

2 箇所選定の仕組み

（1）箇所選定（48頁参照）

治水安全度と撤去の実現性による「優先度のレベル」、事業方法や撤去手法の「実施方法の区分」については、関係市町の意見を踏まえ決定します。

次に「優先度のレベル」や「実施方法の区分」に基づき、堆積土砂の撤去が必要な箇所ごとに評価し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所について関係市町の意見を踏まえ選定します。

選定した実施箇所や実施候補箇所については、豪雨等の影響により堆積状況が容易に変化することから、年度当初と出水期後に関係市町とともに見直します。

（2）情報共有（48頁～49頁参照）

三重県が公開している地図情報システム（M-GIS）を活用し、選定した当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所の位置、堆積土量、優先度、実施方法および撤去量等を関係市町と情報共有します。

（3）今後の取組（49頁参照）

この仕組みについては、平成25年度から3建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行しており、関係市町とともに検証を行い、この結果を踏まえ、平成26年度から全建設事務所において実施します。

3 河川堆積土砂撤去方針

（3）河川堆積土砂撤去方針の試行の延長（50頁参照）

砂利採取については、従来、新規箇所での採取は原則認めていなかったところですが、異常な集中豪雨等により、河川における土砂の堆積が著しく、治水上の安全確保のため早急な土砂撤去が必要となったことから、平成20年4月に砂利採取を活用する「河川堆積土砂撤去方針」を定め3年間試行し、さらに平成26年3月まで試行を延長しました。

この間、砂利採取については、適正に実施され、河床や護岸などの河川管理施設に

悪影響がなかったこと、河積が拡大され治水効果があったことが、各建設事務所へのアンケートやヒアリングにより確認できたことから、さらに平成29年3月まで3年間試行を延長し、引き続き促進を図ります。

(2) 砂利採取のさらなる促進策（50頁参照）

砂利採取については、平成21年度から採取箇所の事前測量や河川内のヨシ草、表土の撤去などを県が事前に実施し、砂利採取の促進を図っていますが、砂利採取量は減少傾向にあります。このことから、さらに砂利採取を促進するために、平成26年度から、県が掘削して河川区域内に仮置きした河川堆積土砂を砂利採取組合が採取できる方法や砂利採取の掘削範囲を河床や護岸に影響のない範囲において拡大する方法を実施します。

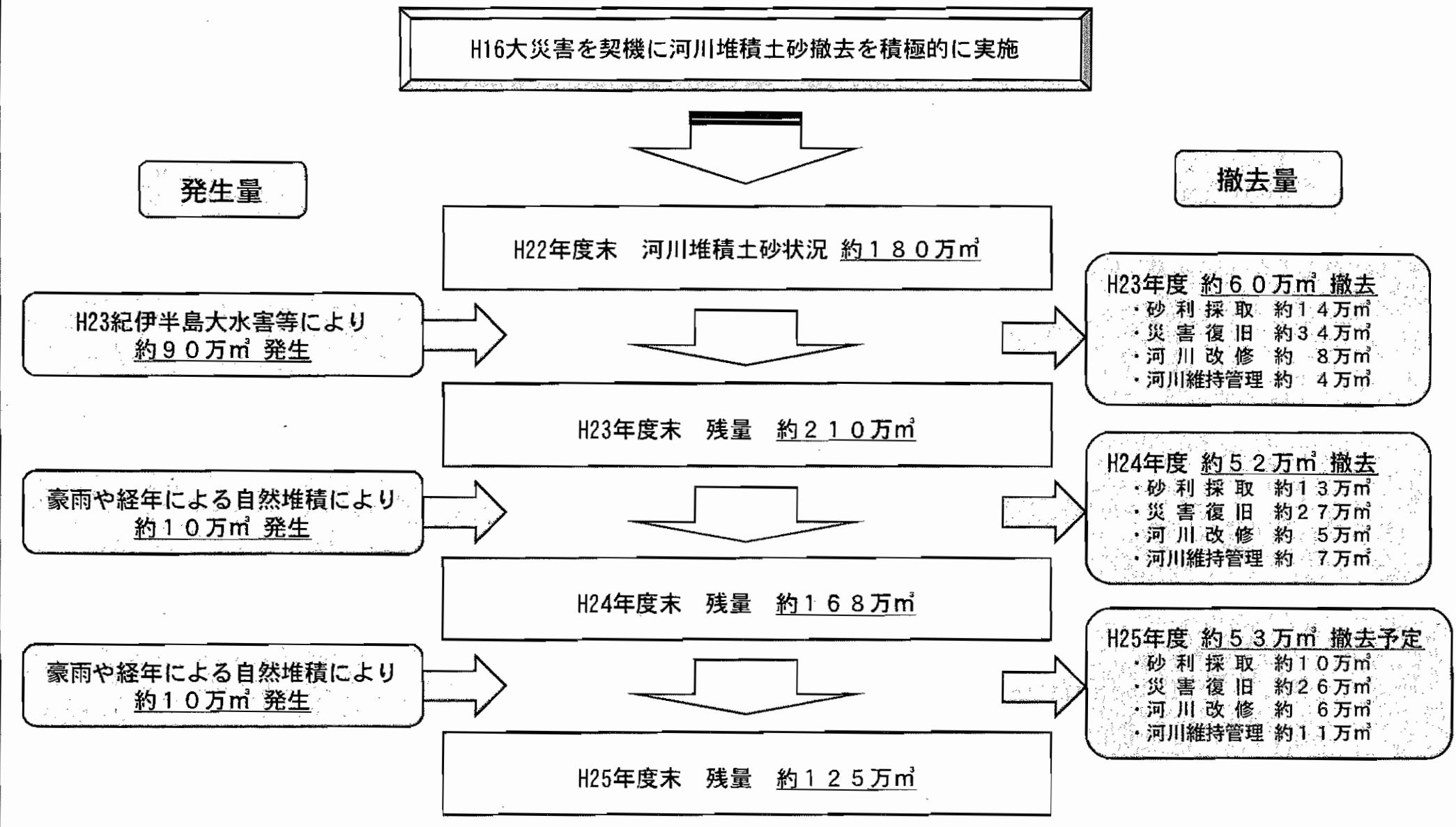
4 今後の方針

河川堆積土砂の撤去については、みえ県民力ビジョン選択・集中プログラムの「命を守る緊急減災プロジェクト」にも位置づけ予算確保に努めており、今後も引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法等により鋭意取り組みます。

また、残土処分地を公募するなど、残土処分地の確保に向けた取組についても検討を進めています。

河川堆積土砂撤去の推進について

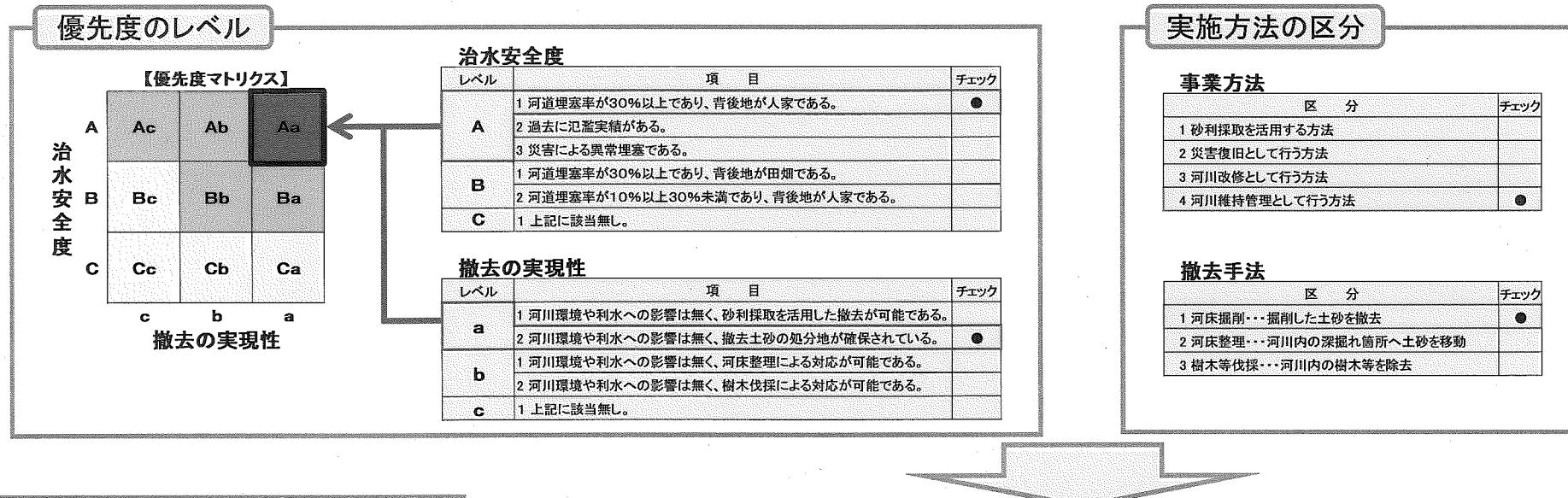
1 河川堆積土砂の現状



河川堆積土砂撤去の推進について

2 箇所選定の仕組み

(1) 箇所選定…治水安全度と撤去の実現性による「優先度のレベル」、事業方法や撤去手法の「実施方法の区分」については、関係市町の意見を踏まえ決定します。次に「優先度のレベル」や「実施方法の区分」に基づき、堆積土砂の撤去が必要な箇所ごとに評価し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所について関係市町の意見を踏まえ選定します。選定した実施箇所や実施候補箇所については、豪雨等の影響により堆積状況が容易に変化することから、年度当初と出水期後に関係市町とともに見直します。



河川堆積土砂撤去計画書

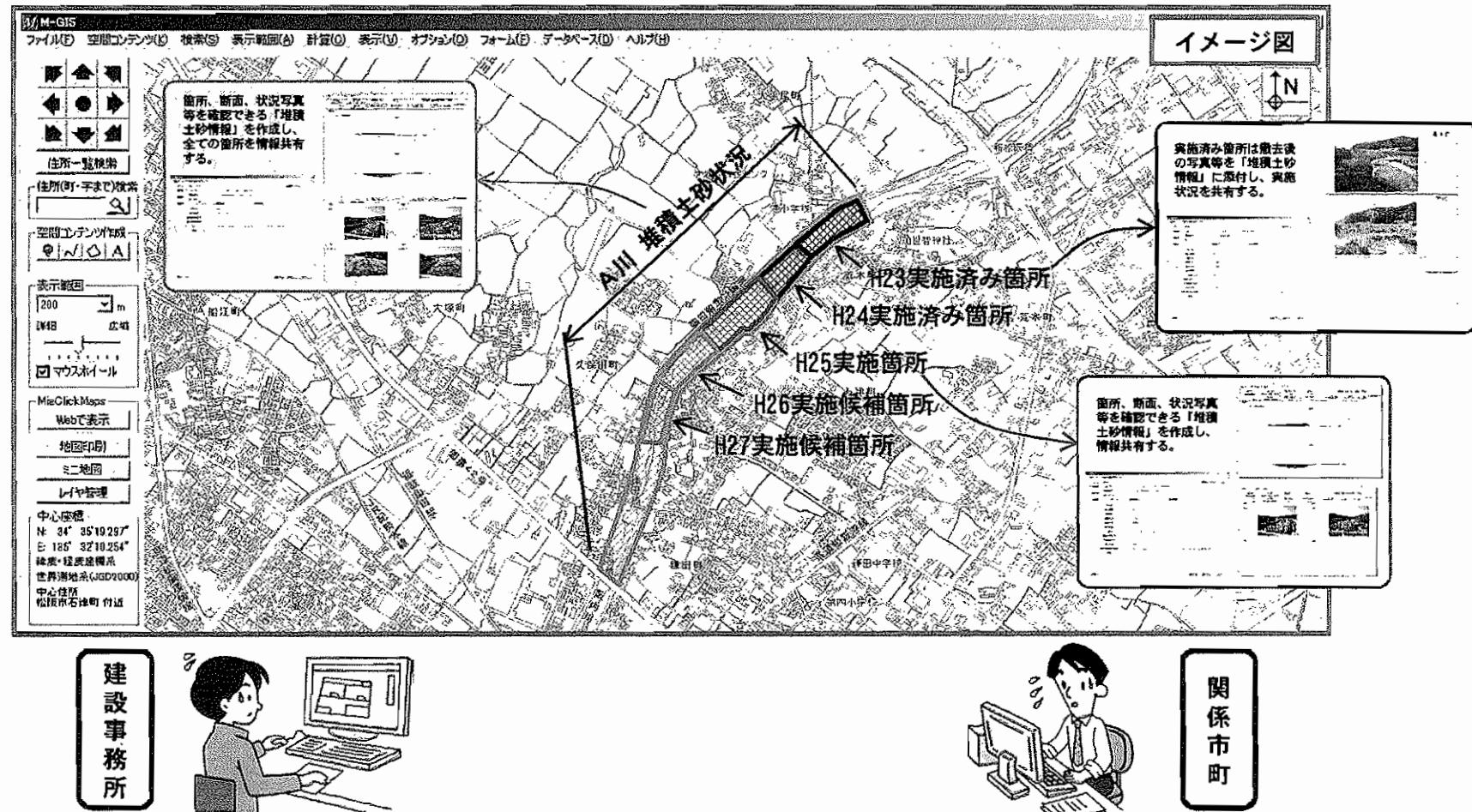
OO建設事務所

No	河川名	箇所名	堆積土量 (m ³)	処分地	優先度	実施方法		撤去量 (m ³)				
						事業方法	撤去方法	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (予定)	H26年度 (予定)	H27年度 (予定)
1	A川	○市○町	17,000	有	A a	河川維持管理	河床掘削	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
2	B川	○市○町	3,000	有	B a	河川維持管理	河床掘削	—	—	1,000	1,000	—
3	C川	○市○町	60	無	B b	河川維持管理	河床掘削	—	—	300	300	300
4	D川	○市○町	4,000	無	B c	—	—	—	—	—	—	—
計			24,600					3,000	3,000	3,000	2,300	2,300

河川堆積土砂撤去の推進について

2 箇所選定の仕組み

(2) 情報共有…三重県が公開している地図情報システム（M-GIS）を活用し、選定した当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所の位置、堆積土量、優先度、実施方法および撤去量等を関係市町と情報共有します。



(3) 今後の取組…この仕組みについては、平成25年度から3建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行しており、関係市町とともに検証を行い、この結果を踏まえ、平成26年度から全建設事務所において実施します。

河川堆積土砂撤去の推進について

3 河川堆積土砂撤去方針

(1) 河川堆積土砂撤去方針の試行の延長

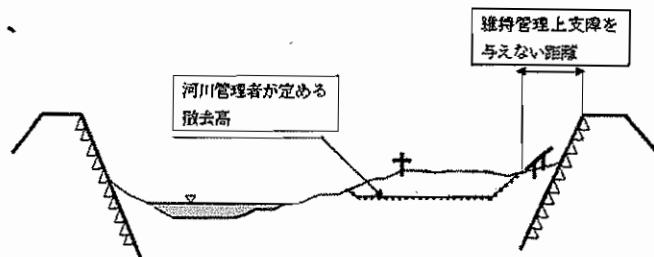
砂利採取については、従来、新規箇所での採取は原則認めていなかったところですが、異常な集中豪雨等により、河川における土砂の堆積が著しく、治水上の安全確保のため早急な土砂撤去が必要となったことから、平成20年4月に砂利採取を活用する「河川堆積土砂撤去方針」を定め3年間試行し、さらに平成26年3月まで試行を延長しました。

この間、砂利採取については、適正に実施され、河床や護岸などの河川管理施設に悪影響がなかったこと、河積が拡大され治水効果があったことが、各建設事務所へのアンケートやヒアリングにより確認できたことから、さらに平成29年3月まで3年間試行を延長し、引き続き促進を図ります。

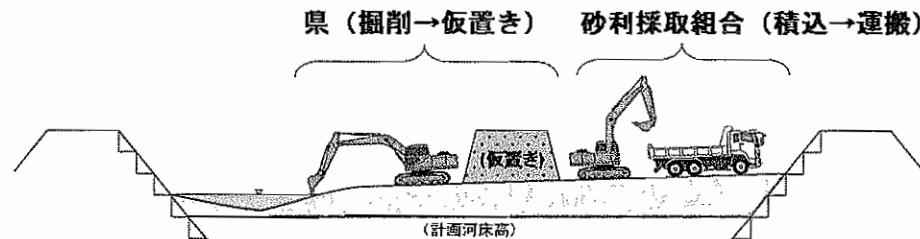
(2) 砂利採取のさらなる促進策

【現行】… 採取箇所の事前測量や河川内のヨシ草、表土の撤去などを県が事前に実施し、砂利採取の促進を図っていますが、砂利採取量は減少傾向

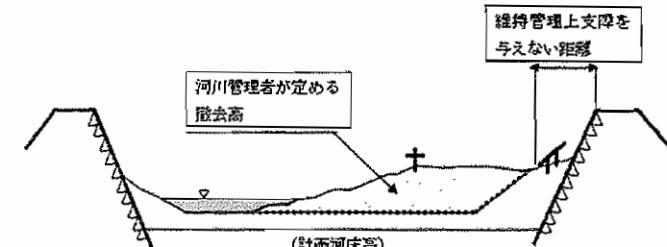
砂利採取量
H23：約14万m³（実績）
H24：約13万m³（実績）
H25：約10万m³（予定）



【促進策①】… 県が掘削して河川区域内に仮置きした河川堆積土砂を砂利採取組合が採取



【促進策②】… 砂利採取の掘削範囲を河床や護岸に影響のない範囲において拡大（水面下の掘削許可）



河川堆積土砂撤去の推進について

(参考)情報共有…地図情報システム(M-GIS)

M-GIS

ファイル(F) 空間コンテンツ(I) 検索(S) 表示範囲(A) 計算(C) 表示(V) オプション(O) フォーム(F) データベース(D) ヘルプ(H)

住所一覧検索
住所(町・字まで)検索

空間コンテンツ作成 A

表示範囲
200 m
詳細 広域
 マウスホイール

MieClickMaps
Webで表示
地図印刷
ミニ地図
レイヤ管理

中心座標
N: 34° 9' 21.642" E: 136° 32' 12.035" 緯度・経度座標系 世界測地系(IGD2000)
中心位置 松阪市石津町付近

Copyright: 三重県2009

200 m

イマージュ図

N

阪内川堆積土砂状況

H24阪内川実施済み箇所

H24阪内川実施済み箇所

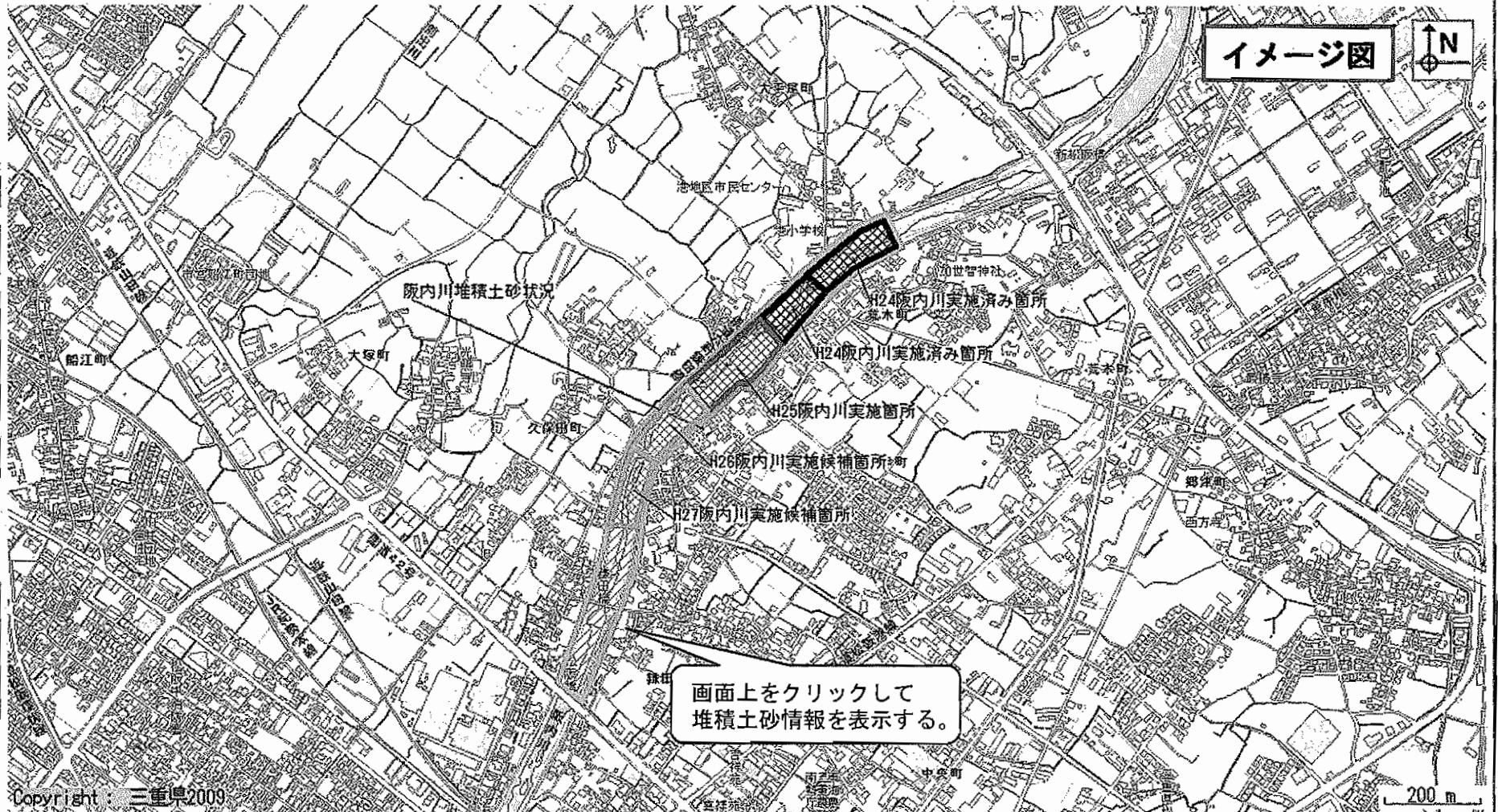
H25阪内川実施箇所

H26阪内川実施候補箇所

H27阪内川実施候補箇所

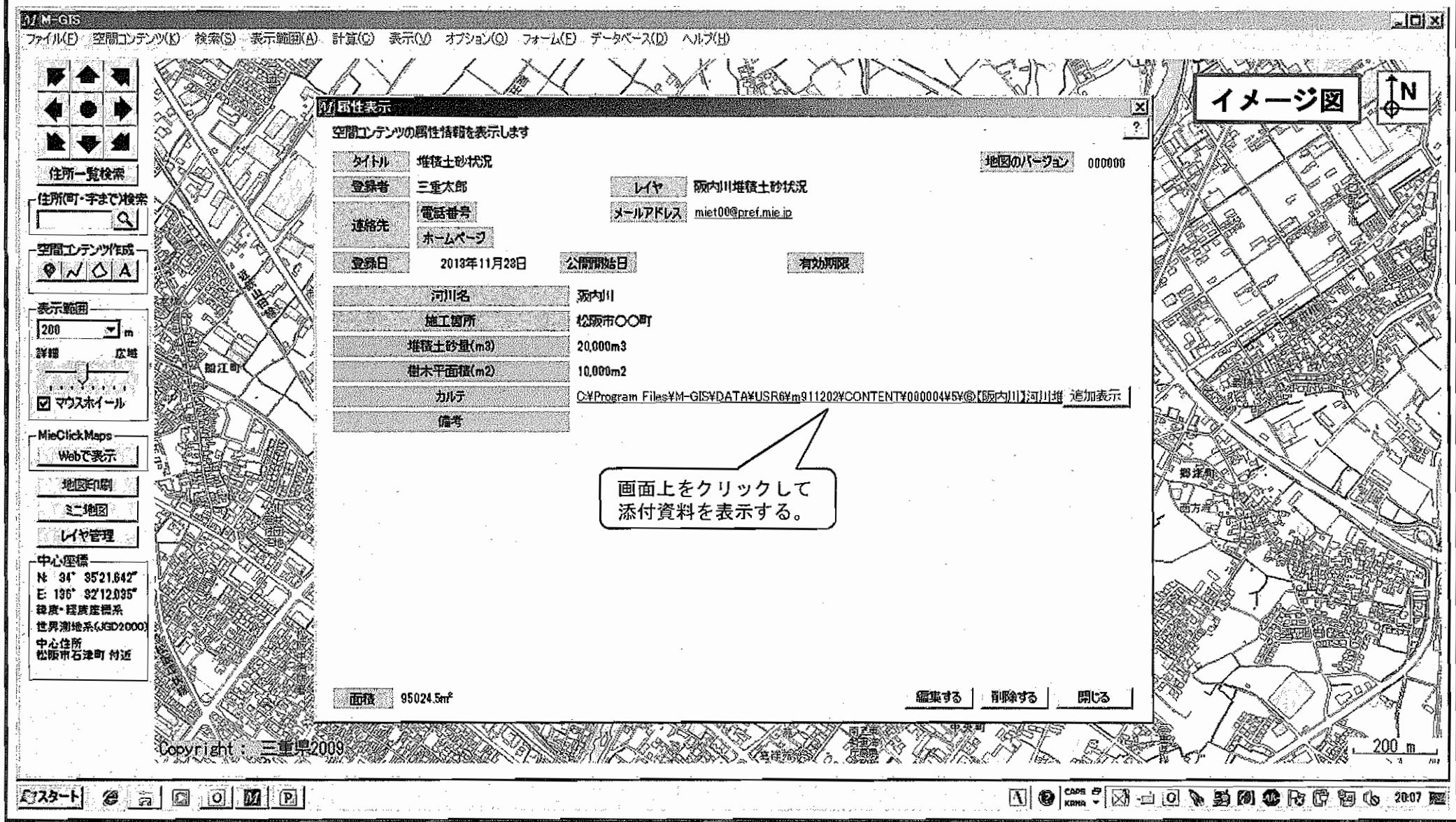
画面 上をクリックして
堆積土砂情報を表示する。

スタート 常用ツールボタン CAPS LOCK F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 20:04



河川堆積土砂撤去の推進について

(参考)情報共有…堆積土砂情報



河川堆積土砂撤去の推進について

(参考)情報共有…添付資料

位置図

(表式2) 沿川地盤土砂調査方図 (1/10)

調査地名	点土取所	地盤高さ(平均)	降水量(m)	河川水位/河床の関係と地盤子べき範囲
河川地盤調査所	河川水位-15cm	80.000	10.000	
No.	河川名	地盤土砂量(m ³)	最高水位(cm)	河川水位/河床の関係と地盤子べき範囲
0	淀川	河川地盤-河床調査	80.000	10.000

付図

平面図

(株式会社) 河川堆積土質監所河口手 (2/10)

地盤の性質	高さ(重用)	地盤高(平均)	地盤高(2m)	河川堆積・河岸の利用と隣接する地盤
河川堆積地盤	河川水下平面 - 10cm	10.00	10.00	
堆積地盤	河川水下平面 - 10cm	10.00	10.00	河川内に土嚢が積置しているため、高さが10cmよどべた方が隣接地盤をもつた方が堆積地盤と見なす。また河床に河川内に土嚢が積置している。
河川堆積地盤	河川水下平面 - 10cm	10.00	10.00	
堆積地盤	河川水下平面 - 10cm	10.00	10.00	
河川堆積地盤	河川水下平面 - 10cm	10.00	10.00	

半透明

日暮・河原海岸 L=1000m W=200m

横断図

(図式2) 河川堆積土砂蓄積力ルート (t / ha)

導水路名	施工位置	施工費用(千円)	貯留量(m ³)	貯留率(%)
堤防改修工事用	堤防改修水平高程～一般河床	60,000	10,000	10%
PA	貯水溝用	用排水量(m ³)	排水量改修量(m ³)	排水率改修率(%)
0	貯水池	20,000	10,000	50%

河川断面図

状況写真

入札・契約制度について

1 土木一式工事における三重県建設工事発注標準（格付）の見直し

（1）課題

三重県建設工事発注標準（格付）は、機動力のある一定規模の建設業者（A及びBランク）の存続及び工事品質の確保の観点から次の課題があります。

- ① A及びBランクの受注量が減少
 - ・三重県の公共事業費 H14 1,252 億円 → H24 666 億円（約 53%）
- ② Bランクの業者数が減少
 - ・Bランクの業者数 H14 386 者 → H24 191 者（約 49%）
- ③ 規模は小さいが難易度が高く、高度な技術を必要とする補修・補強工事が今後増加
- ④ 公共工事の受注実績が少なく、施工体制や品質管理が不十分な業者が入札に参加

（2）見直しの方向性

地域の安全・安心を確保し、地域経済への影響を縮小するためには、機動力のある一定規模の優良な建設業者が存続することが必要であることから、需給バランスを考慮しつつ、入札参加資格者の区分である格付け基準の入札参加可能範囲を見直します。

【三重県建設産業活性化プラン】

（3）発注標準の見直し

① 入札参加機会（受注機会）の増加

- ・Aランクの単独参加下限値を 8,000 万円以上から 7,000 万円以上とし、単独参加領域を増やします。（Bランク参加上限値を 7,000 万円とする）
- ・Bランクの単独参加領域を設定します。（2,500 万円～3,000 万円）

〔H24 実績による試算〕

- ・Aランク単独による入札参加機会が、約 15% 増加することとなります。
- ・Bランク単独発注領域の創出により、対象工事の約 11% が Bランクの単独発注となります。

② 適切な競争が行われる参加業者数の確保

- ・Bランクの単独参加領域を設定し、現Cランク業者がBランクへランクアップすることを促します。
- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができるることを明記します。

〔H25 参加資格者数の状況〕

Bランクは地域により 7～30 者とばらつきがあるが、業者数の少ない地域では Aランクも参加が可能な要件を設定できます。

③ 適切な施工能力を有する業者による競争となる条件設定

難易度が高く、高度な技術を必要とする補修・補強工事などは、上位ランクによる入札とすることができます。

④ 施工能力を担保するための参加資格を設定

- ・小規模な工事については、入札参加条件と同種工事の施工実績を求め、適切な施工体制や品質の確保を図ります。
- ・BランクとCランクの重複領域である2,000万円～2,500万円の入札は、県発注工事の同種工事の実績を求め、より確実な施工や品質を確保します。

(4) 適用時期

平成26年6月1日以降に公告する案件から適用します。

2 建設工事における総合評価方式の見直し

(1) 総合評価方式の現状

① 三重県の現状

(ア) 取組経緯と取組状況

- ・総合評価方式は、「価格と品質が総合的に優れた調達」として、平成17年4月から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づいた方式であり、三重県では平成19年度から建設工事の一部に総合評価方式を試行導入しています。
- ・現在、年間約1,900件の建設工事のうち、約300件について総合評価方式を適用しており、そのうち約8割で技術提案を求めヒアリングを実施しています。

(イ) これまでの改善等

- ・事務負担軽減などのため、技術提案およびヒアリングを省略した「簡易型I」の導入、技術提案を最大5項目とし発注者が重要と考える項目(3項目程度)の明示を行ってきました。
- ・審査・評価の透明性向上のため、審査集計表の公表、技術提案の採用結果の通知を行ってきました。
- ・企業の社会貢献活動は重要な取組であることから、男女共同参画活動や障がい者雇用などについて評価を行ってきました。
- ・低入札調査基準価格未満の価格での契約件数の増加に対応するため、平成23年度から施工体制確認型総合評価方式を導入しました。

(ウ) 取組の効果

- ・工事の円滑な施工、安全や周辺環境への配慮の向上などにより工事成績点が向上し、工事の品質確保が図られるとともに、社会貢献活動に取り組む企業が増加しています。
- ・低入札調査基準価格未満の価格での契約件数が減少しています。

② 国、近隣県の状況

(ア) 国土交通省

- ・平成25年度から「施工能力評価型」と「技術提案評価型」に分類
- ・評価を大幅に簡素化した「施工能力評価型」を一般的な工事の約8割に適用
- ・企業の技術力評価は、同種工事の実績により評価

(イ) 近隣県

- ・静岡県、愛知県、岐阜県において、技術提案を求めている件数は約1割、また、ヒアリングを実施しているのは1県のみで数件

(2) 総合評価方式の見直し検討体制

総合評価方式の見直しにあたっては、総合評価方式の見直しに関する検討会などで意見聴取・協議などを行いました。

(検討体制)

- ・総合評価方式の見直しに関する検討会（受注者、発注者）
- ・総合評価方式見直し検討ワーキンググループ（発注者）
- ・三重県公共工事等総合評価意見聴取会（学識経験者）
- ・上記に加え、地域ごとで意見交換を実施（受注者、発注者）

(3) 総合評価方式についての意見

総合評価方式について、受注者、発注者、学識経験者からの主な意見は次のとおりです。

① 事務手続き

- ・技術提案の検討や資料作成、ヒアリングの準備や出席などの事務負担が大きい。また、提案の履行確認手続きについても負担がある。
- ・地域要件などの客観評価確認資料を工事ごとに提出を求められる。
- ・技術提案の審査などの事務が負担となっている。
- ・客観評価項目を審査・評価する事務についても負担となっている。

② 評価項目、評価基準

(ア) 地域貢献度

- ・雪氷、小規模業務委託は、企業が業務として受注し対価を得ているので評価の必要はない。また、雪氷、小規模業務委託はくじ引きで落札者が決まることがあり受注企業のみの評価は不公平である。
- ・雪氷、小規模業務委託実績の評価は、地域の状況に応じて、評価方法を柔軟に設定できるようにしてほしい。
- ・地域に貢献する建設企業を育成する観点や地域の安全・安心を確保する地域防災の観点から地域貢献度の評価は重要でもある。
- ・雪氷、小規模業務委託は、評価項目から外すと業務委託の入札で参加者がなくなる懸念がある。

(イ) 社会貢献度

- ・社会貢献の評価は、企業経営との関係もあるので、急激な変化を生じないようにしてほしい。
- ・社会的意義は認めるが、企業経営の負担になっている。
- ・「ISO認証取得」は経費を要し負担になっている。
- ・「男女共同参画活動」、「障がい者雇用」などは、工事の品質確保に直接的に結びつかず、評価は不要である。
- ・企業の社会貢献活動を促すため社会貢献度の評価は重要でもある。

(ウ) 企業・技術者評価

- ・企業の同種工事の施工実績は、工事の品質確保の評価に重要な視点である。
- ・施工工種の少ない単純な工事では、工事成績点が高得点となりにくい仕組みへの配慮が必要である。

(エ) 技術提案

- ・共通仕様書の規定以上の品質管理や仮設計画の提案をせざるをえない場合がある。
- ・技術提案の各項目には重要度が異なる項目があり、重要度に応じた配点とすべきである。

- ・低価格での契約による品質低下の懸念が、払しょくされていると考えられるところから、技術提案を求め、より高いレベルでの工事の品質確保を図る必要性は、薄らいできたのではないか。

(才) 運用

- ・工事の品質確保は企業が責任を持って行うので「企業の評価」を重要視してほしい。
- ・工事難易度や地域状況などに応じた運用ができるようにしてほしい。
- ・見直しにおいて、急激な変化が生じないようにしてほしい。

③ 審査・評価

- ・技術提案、ヒアリングの審査・評価の過程、結果がわかりにくい。
- ・ヒアリングの質問内容にバラつきがあるなど目的が不明確であり、また、準備に多くの時間を要する。
- ・技術提案のレベルは向上しており、品質確保の観点からは、一定水準以上の提案は特に差別化した評価をしなくてもよいのではないか。
- ・次の入札への対策のために、項目ごとの評価結果を知らせてほしい。
- ・審査・評価の明確化に留意してほしい。
- ・地域企業の育成と競争性の確保のバランスに留意してほしい。

(4) 見直しの方向性

- ① 工事内容などに応じたタイプ（標準型、簡易型、簡易型Ⅰ）の選定などの柔軟な対応ができるようにします。
- ② 地域状況に応じた評価方法が設定できるようにします。
- ③ 評価項目などに極端な変化が生じないように配慮します。
- ④ 事務負担の軽減を図ります。
- ⑤ 評価項目は企業の技術力を重視し、社会貢献度についての過度な負担とならないよう配慮します。
- ⑥ 審査・評価の透明性の向上を図ります。

(5) 主な見直し内容（案）

① 事務の手続き

- ・地域、企業、技術者要件などの客観評価のみで評価する簡素化したタイプの適用範囲を拡大します。
- ・工事内容や工事難易度等に応じて、技術提案、ヒアリングの必要性および技術提案のテーマ数を検討し、それぞれの工事内容に適したタイプを選定できるようにします。
- ・ヒアリングは工事内容などに応じて実施するなど負担軽減を図ります。
- ・技術提案は、1テーマにつき5項目の提案を求めていたところを3項目とし、提案内容の検討作業などの負担軽減を図ります。
- ・客観評価項目について、入札参加者の自己申告に基づく評価を行い、落札候補者のみ申告内容の確認書類の提出を求める事後審査方式を導入し、事務手続きの負担軽減を図ります。

② 評価項目、評価基準

- ・地域、企業、技術者要件などの客観評価を重視した評価とし、客観評価に対する技

術力要件の評価割合を軽減します。

- ・小規模業務委託や雪氷対策業務委託の評価は、業務の入札状況や実施状況などを考慮し、地域状況に応じた評価ができるようにします。
- ・男女共同参画活動などの社会貢献度は、引き続きその取組を評価しつつ、客観評価の中での割合を減らすなど、企業の過度な負担とならないよう考慮した評価とします。
- ・客観評価においては、企業の技術力の評価を重視し、企業の工事実績を基本的に評価します。ただし、入札参加者数の減少につながらないよう、評価基準に配慮します。また、技術者の工事実績の評価は軽減します。
- ・工事成績点の評価は、工事成績点の向上状況などを考慮し、客観評価の中での評価割合を軽減します。
- ・技術提案は、提案を求める項目の技術的難易度や重要度などを考慮した評価ができるようにします。

③ 審査・評価

- ・技術提案の評価結果は、請求に応じ項目ごとの結果（点数）の通知を行います。
- ・審査・評価体制を見直し、地域状況や現場特性などをより反映できる体制とします。
- ・技術提案を求める項目は、提案の視点と評価基準を明示します。
- ・ヒアリングは、実施目的と評価基準を明確にします。

（6）今後の進め方

見直し内容の試行及びその検証を行い、見直した制度への移行を進めていきます。

《参考資料1》

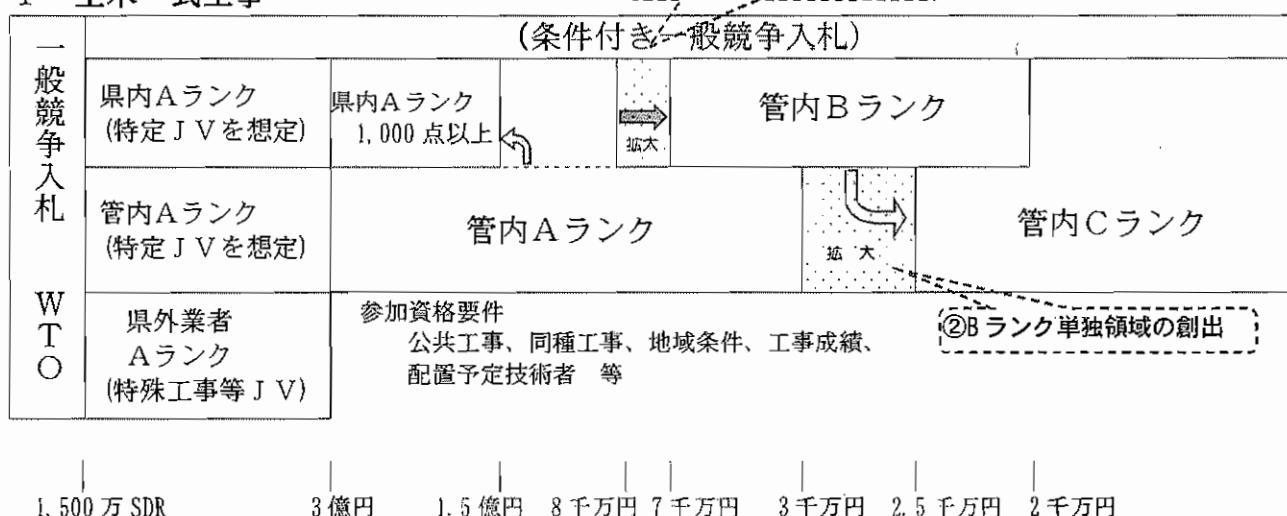
1 三重県建設工事発注標準（土木一式工事）の見直し

区分	設計金額	格付け基準
A	3,000万円以上	①総合点840点以上 ②1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満 8,000万円未満	①総合点760点以上 ②1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満 3,000万円未満	上記以外のもの

2 「発注方法の取扱い」別表1の見直し

1 土木一式工事

①Aランク単独領域の拡大

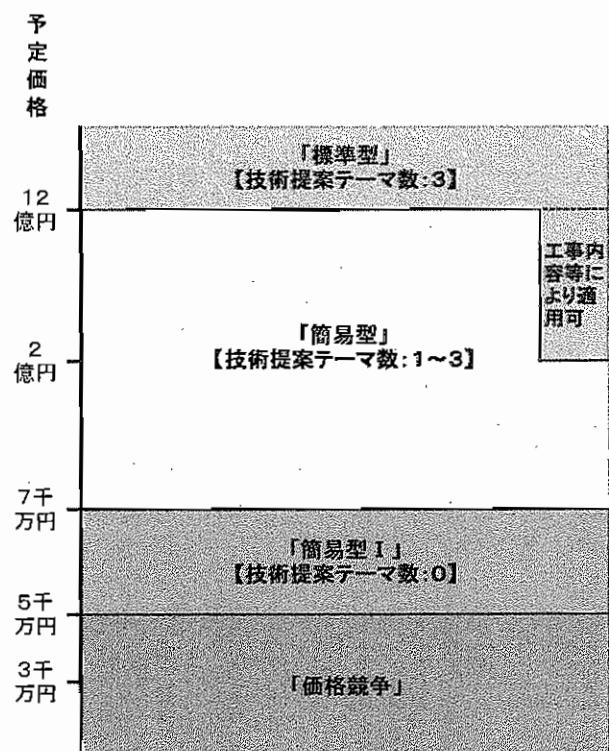


- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上1.5億円未満の工事では、県内Aランク1,000点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
⑤Cランクへの実績設定
- ・~~1億5,000万円未満の工事については、地域性を重視して地域要件を加えることができるものとする。~~
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては、別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。

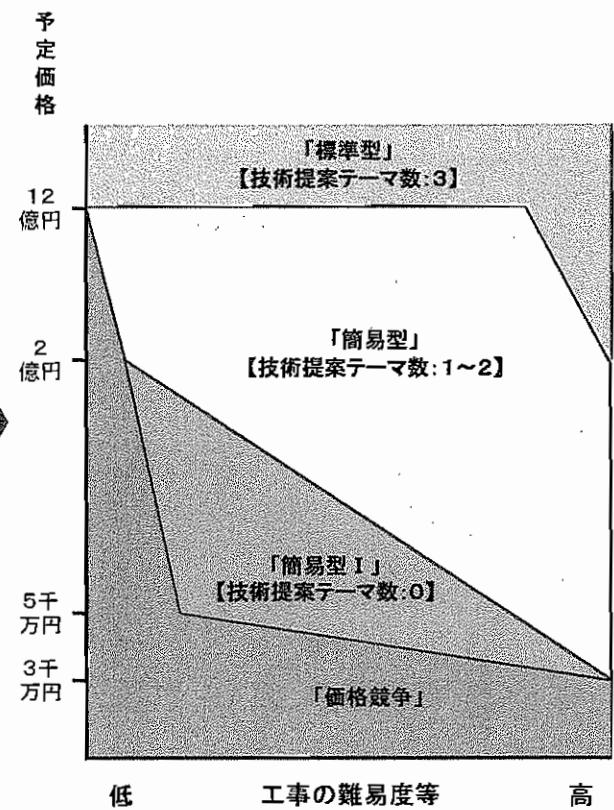
《参考資料2》

総合評価方式のタイプ適用範囲【土木一式工事】

【現行】



【見直しイメージ】



《参考資料3》

評価項目【簡易型 一般的な土木一式工事】

【現行】

大項目	中項目	小項目
地域要件	本店等所在地	管内業者等
企業要件	地域貢献度	雪氷対策業務委託元請実績
		小規模業務委託元請実績
		公共施設美化活動実績
		災害協定
	社会貢献度	次世代育成支援活動実績
		男女共同参画活動実績
		障がい者雇用実績
		県内企業による施工
	工事実績	評価対象工事の実績
	工事成績	格付けに係る平均工事成績
	ISO認証取得等	ISO9000S、ISO14001 M-EMSの有無
	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証
	手持ち工事量	契約中の公共工事と1級技術者の数の比率
技術者要件	配置予定技術者の工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績
技術力要件	技術提案	発注者が指定するテーマへの、施工上留意すべき課題と対策
	ヒアリング	業務への取組姿勢及び応答性

【見直し案】

大項目	中項目	小項目 (項目設定選択可)
企業の能力等	地域精通度	本店等所在地
		施工箇所地域における工事実績
		雪氷対策業務委託元請実績
		小規模業務委託元請実績
	地域貢献度	公共施設美化活動実績
		災害協定
		次世代育成支援活動実績
		男女共同参画活動実績
	社会貢献度	障がい者雇用実績
		環境マネジメントシステムの認証(ISO14001、M-EMS)
		県内企業による施工
		企業の工事実績
技術者的能力	工事成績	企業の評価対象工事の実績
		格付けに係る平均工事成績
		品質マネジメント
		品質マネジメントシステムの認証(ISO9000S)
	労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証
技術者的能力	受注工事高	受注工事高の実績
	配置予定技術者の工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績
	継続学習制度(CPD)	継続学習制度の単位取得状況
	技術提案等	技術提案
技術提案等	技術提案	発注者が指定するテーマについて、施工上留意すべき課題と対策
	ヒアリング	工事監理能力の確認等

客観評価

審議会等の審議状況（平成25年9月13日～平成25年11月21日）

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年11月19日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 副委員長 安食 和宏 他5名
4 諮問事項	<p>三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。</p> <p>1 公共事業再評価実施事業 ○林道事業 ・三峰局ヶ岳線 ・野又越線 ・木屋村山線 ・三和片川線</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業 ○広域漁港整備事業 ・波切地区</p>
5 調査審議結果	<p>1 公共事業再評価実施事業 事業継続が了承された。</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業 評価結果の妥当性が認められた。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年10月18日
3 委員	委員長 田中 正明 委員長代理 矢野 知宏 他3名
4 諮問事項	指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者から提出のあった事業計画書等について、ヒアリング及び審査を行った結果、公益財団法人三重県下水道公社が指定管理候補者として適当であると認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年10月25日
3 委員	委員長代理 黒田 幹雄 委員 新山 勝保 他2名
4 諮問事項	指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者から提出のあった事業計画書等について、ヒアリング及び審査を行った結果、北勢ブロックでは鈴鹿亀山不動産事業協同組合、中勢伊賀ブロックでは伊賀南部不動産事業協同組合、南勢ブロック及び東紀州ブロックでは三重県南勢地区管理事業共同体が指定管理候補者として適当であると認められた。
6 備考	